

令和4年10月17日（月）から23日（日）

秋の火災予防運動を実施します！

【秋の火災予防運動】

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」を全国統一防火標語とし、県下一斉に令和4年10月17日（月）から23日（日）までの7日間、「秋の火災予防運動」を実施します。

当消防本部令和4年秋の火災予防運動チラシ

秋の火災予防運動

令和4年10月17日（月）から
10月23日（日）までの7日間

全国統一防火標語

**「お出かけは
マスク戸締り
火の用心」**



感染症対策に伴う火災危険

レジカウンター等への飛沫防止用のシートの設置が増えています
が、過去には大阪府内の商業施設で、ライターを購入した客が試し
に点火したところ、シートに着火する火災が発生しています。

飛沫防止用シートの火災予防上の留意事項

- ・火気使用設備・器具等の熱源となるものから距離をとること。
- ・スプリンクラー設備、自動火災報知設備の警戒部分に支障がないように設置すること。
- ・避難の支障とならないように設置すること。
- ・必要に応じて難燃性又は不燃性のものの使用を検討すること。



消毒用アルコールも注意しよう！
アルコールは火気に近づけると引火し
やすい特徴があります。消毒用アルコ
ールを使用するときは、火気の近くで使用し
ないようにしましょう。



全国統一防火標語
**「お出かけは
マスク戸締り
火の用心」**



八戸地域防災協会ポスター

住宅用火災警報器 電池が切れていませんか？

住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年！
定期的な作動確認を！

住宅用火災警報器が適切に機能するためには
維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用
火災警報器が正常に作動するよう、定期的に点検
を行い、10年を目安に交換しましょう。



（出典：総務省消防庁 令和3年1月～12月）

建物火災の「半数以上」が住宅火災です。

住宅火災の犠牲者の74.7%が「高齢者」です。

建物火災による死者の86.7%が住宅で発生しています。

住宅用火災警報器の普及とともに住宅火災は減少傾向にあります
が、住宅火災で亡くなる方は年間1,000人以上となっています。住宅用
火災警報器は最後の切り札です。点検をし、自分や大切な家族の命を
火災から守りましょう！

停電が起きた後は火災に注意！

近年では毎年のように地震や台風、大雨による被害を受けており、各地で
停電が起き、「**通電火災**」が増えています。

通電火災とは電気が復旧後に起きる次のような火災をいいます。

- ・落下物や転倒物等により電気配線が損傷し、通電後にショートして出火。
- ・洗濯物等の可燃物が電気ヒーター等に熱れたまま通電し出火。
- ・浸水や雨漏りにより電化製品が破損しており、通電後にショートして出火。

通電火災を防ぐためには、次のポイントに気を付けましょう。

- ・感震ブレーカーを設置する。
- ・停電中に自宅等を離れる際はブレーカーを落とす。
- ・電気機器の電源コードがすべて抜けているのを確認し、ブレーカーを戻す。
- ・復電時は水に濡れた電化製品を使用しない。
- ・煙や焦げ臭いにおいなど、異常を感じたらすぐにコンセントを抜くなどし、使用を中止する。



**感震ブレーカーを
設置しましょう！！**



消防本部HP



八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部・消防署 / 八戸地域防災協会
お問い合わせ先：消防本部 予防課 TEL 0178-44-2133

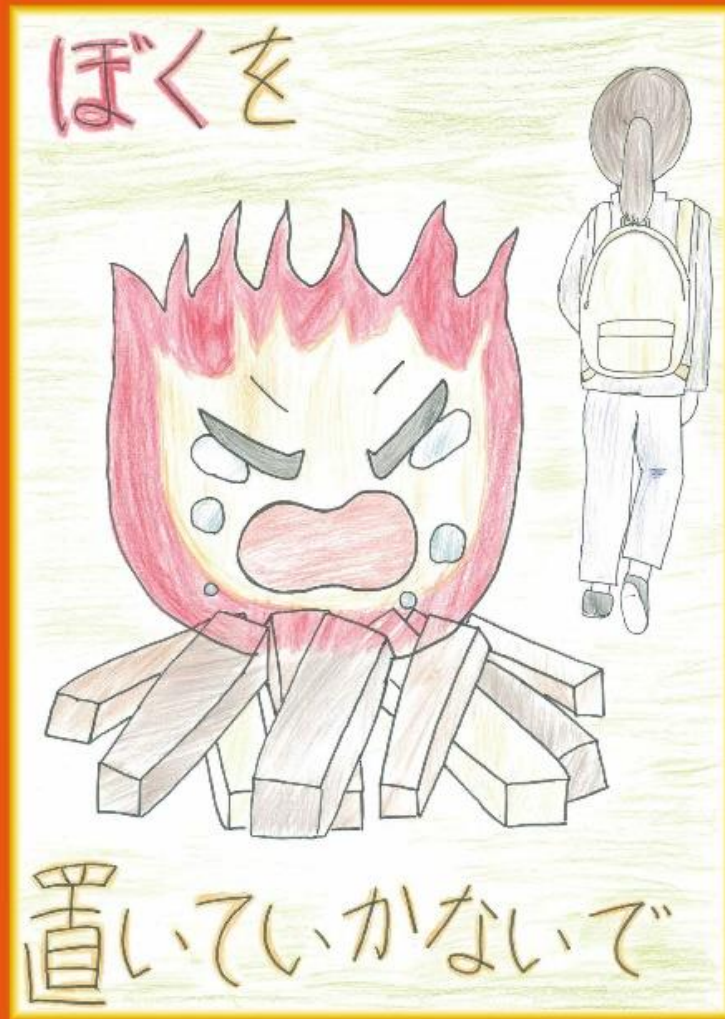
八戸市消防本部の管轄市町村は、八戸市、三戸市、五戸市、日子町、南郷町、黒石町、新郷町、おいらせ町（10月1日付）です。

防災協会HP



全国統一防火標語

「お出かけは マスク戸締まり 火の用心」



少年消防図画コンクール

【最優秀賞】小舟渡少年消防クラブ

高屋敷 たかやしき

結衣 ゆい さん

防災戦士ダッシュ119からのお願い



住居防火安全対策



八戸地域防災協会



八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部



住宅防火 いのちを守る10のポイント

4つの習慣



1 寝たばこは絶対にしない、させない

2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

3 こんろを使うときは火のそばを離れない

4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防火品を使用する



4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

【消防用設備等の点検について】

防火対象物の関係者は、消火器等の消防用設備等を定期的に点検し、その結果を、飲食店や物品販売店舗等の特定用途防火対象物は **1年に1回**、事務所や工場等の非特定防火対象物は **3年に1回**、管轄する消防署長あてに報告する必要があります。

消防用設備等を定期的に点検し維持管理することは、防火対象物や防火対象物に出入りする方々の命を守るために必要なことです。忘れずに提出しましょう。

様式は、当消防本部のホームページからダウンロードできます。

また、**提出は郵送でも可能**です。その際は、消防用設備等点検結果報告書2部（正・副）を、切手付きの返送用封筒を同封の上、送付してください。



■お問い合わせ先■

八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本部予防課

TEL : 0178-44-2133 / FAX : 0178-44-1196

